

情報セキュリティ対策支援（アドバイザー・セミナー）事業 実施委託業務 仕様書

1 事業名

情報セキュリティ対策支援（アドバイザー・セミナー）事業実施委託業務

2 事業の目的

情報セキュリティ対策とデジタル技術の活用を併せて相談できるアドバイザー（専門家）を相談窓口配置することで、県内中小企業等のデジタル技術についてのノウハウ不足に対応する。加えて、中小企業等を対象にしたセミナーで普及啓発活動を実施することで、デジタル技術についての認知・理解不足に対応する。

3 事業内容

- (1) 実施体制の構築
- (2) 中小企業等からの相談対応
- (3) セミナーの開催

4 委託業務

(1) 実施体制の構築

事業の実施に必要な知識及び経験を持つ者を配置した実施体制を構築すること。

(2) 中小企業等からの相談対応

中小企業等や支援機関からのデジタル技術活用や情報セキュリティ対策に関する相談に対して、以下のとおり対応すること。

なお、効果的に支援対象企業等への対面・訪問での支援や、県内の支援機関（経済団体、大学、行政機関等）、金融機関、中小企業が属する団体・組織（協会、組合等）等（以下「支援機関等」という。）と情報共有・連携をすること。

ア 相談窓口の設置

(ア) 対象者

相談窓口の対象者は以下のとおりとする。

- ・県内に事業所を持つ中小企業等
- ・支援機関等
- ・県内で営業活動を行う IT 企業等

(イ) 設置場所

県内に置くこと。

(ウ) 設置期間

契約締結後、遅滞なく設置し、契約最終日まで運営すること。

(エ) 相談受付

受付方法は、Web サイトのほか、電話やメール等、様々なデジタル化の段階にある企業の利便性を考慮すること。なお、電話の受付は、週 5 日（土・日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日を除く。）、午前 10 時から午後 5 時（1 日 1 時間の昼休憩を除く。）まで可能にすること。

イ アドバイザー（専門家）の配置

以下の要件を満たす者をアドバイザー（専門家）とすること。

- ・中小企業等からの、デジタル技術活用や情報セキュリティ対策に関する相談に対して解決策を提案できる知識・経験を有する
- ・経営視点で最適なアドバイスができる知識・経験を有する

ウ 相談対応の実施

(ア) 対応内容

相談窓口では、相談対応とマッチング支援を実施すること。

① 相談対応

中小企業等からの相談に対して、課題解決のためのアドバイスや、デジタルツールや企業の紹介、活用可能な県、国、支援機関等の支援施策（補助金など）の紹介を行うこと。

支援機関等からの連携依頼については、内容を確認した上で、前向きに連携を検討すること。

IT企業からのユーザー企業とのマッチング希望については、提供するサービスやソリューションを確認し、マッチングリストとして登録すること。

② マッチング支援

デジタルツールや企業の紹介を希望するユーザー側の企業に対して、マッチングリストを活用してマッチングを実施すること。

マッチングリストにニーズに合致するデジタルツールや企業がない場合には、可能な範囲で適切なデジタルツールや企業を紹介すること。

なお、マッチングリストに登録のない企業を紹介する場合には、今後のマッチングニーズに対応するため、紹介する企業へマッチングリストへの登録を依頼することが望ましい。

(イ) 対応件数

契約期間内で、以下の対応を実施すること。

- ・相談対応件数：のべ100回以上
- ・マッチング支援件数：10件以上

(ロ) 対応方法

相談企業等の希望に応じて、訪問、Web会議及び電話等の対応手段を選択すること。

なお、企業の現地確認に基づいてアドバイスすることが適切と考えられる場合には、企業に対して積極的に訪問を提案すること。

エ 相談窓口の周知

相談窓口について周知するチラシを作成し、支援機関等へ配布すること。

オ 実績の記録及び報告

(ア) 相談対応実績

相談内容や対応実績及びフォローアップの情報をデータベース化して記録すること。

また、広報周知の効果を確認するため、相談窓口利用に至った媒体や紹介先を記録すること。

アドバイザー（専門家）の活動実績を月末に整理、集計し、翌月初に県へ報告すること。なお、契約最終月については、契約最終日までの活動実績を集計、整理し、契約最終日中に県へ報告すること。

(イ) マッチング支援実績

作成した IT 企業のマッチングリストを月末に整理、集計し、翌月初に県へ報告すること。なお、契約最終月については、契約最終日までの実績を集計、整理し、契約最終日中に県へ報告すること。

(3) セミナーの開催

デジタル技術についての認知・理解不足に対応するために、中小企業等を対象としたセミナーを開催すること。

ア セミナーの企画

(ア) 対象者

- ・あいち産業 DX 推進コンソーシアム会員を中心とした県内企業等
- ・支援機関等

(イ) 参加者数

- ・契約期間内でのべ 200 名以上

(ウ) 開催回数

- ・2 回以上

(エ) 開催形式

原則として現地及びオンライン配信のハイブリッド開催とすること。

(オ) 開催内容

デジタル技術活用や情報セキュリティ対策についての世の中の動向や、県及びあいち産業 DX 推進コンソーシアムが主催した過去のセミナー等を踏まえて、テーマと講師を決定すること。

なお、テーマ、講師、開催時期、開催場所等については事前に県と協議のうえで決定すること。

イ セミナーの周知

セミナーについて周知するチラシを作成し、支援機関等へ配布すること。

5 支払対象経費

本業務に係る支払対象経費は次の通りとする。

- (1) 人件費：専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等
- (2) 交通費：事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）
- (3) 印刷製本費：テキスト、チラシ、報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費
- (4) 消耗品費：事業の実施に必要な消耗品費
- (5) 通信運搬費：事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）
- (6) 再委託費：一部の事業を再委託する場合の経費
- (7) 賃借料：事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料
- (8) その他：本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費
- (9) 一般管理：上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費
- (10) 消費税及び地方消費税：上記経費に係る消費税及び地方消費税

6 成果物

- ・事業実施報告書（A4 判） 2 部
- ・上記の電子データ（県の指定するデータ形式） 1 式
- ・その他県が指示したもの

7 納品場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室及び県が指定する場所

8 その他

- (1) 事業実施や事業周知は、県の他事業及びあいち産業 DX 推進コンソーシアム、各支援機関等の活動と連携・協力すること。
- (2) 委託事業の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に直ちに報告するとともに、誠実な対応を行うこと。
- (4) 本業務に係る会計実施検査等が行われる場合は協力すること。
- (5) 受託事業者は、事業完了後 5 年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じて、いつでも閲覧に供することができるよう、保存しておかねばならない。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、県及び受託事業者の協議により定めるものとする。